

# 公共測量の記録について

この記録は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づき、国及び公共団体から令和 5 年度に提出された公共測量実施計画書の主要事項を抽出し、集録したものである。

## 1. 公共測量の意義と法的根拠

国土の開発・保全計画、その他全国的な土地利用の高度化に伴い、国及び公共団体において、それぞれの目的に応じた公共測量が行われている。

これらの公共測量は、常に十分な精度で最も経済的に、また、時期を失することなく、その成果が求められなければならない。しかしながら、こうして得られた成果の中には、既に利用可能な既存の測量成果があるにもかかわらず、その存在を知らないため、同一地域を重複して不統一な規格で測量を実施してしまう例もある。

国及び公共団体が費用を負担し、又は補助して行う公共測量においては、このような規格の不統一や、測量の重複を排除し、測量の正確さを確保することが重要であり、それを目的として測量法が制定されている。国土地理院では、測量法の趣旨に沿って必要な技術的助言や指導を行っている。

## 2. 公共測量の記録

国土地理院では、国及び公共団体が各種の公共測量の計画立案・実施に当たり、相互に利用可能な公共測量成果を活用することにより、測量法の主な目的の一つである測量の重複を排除するため、昭和 39 年から年度毎に公共測量の実施状況を「公共測量の記録」として集録し公表している。

測量地域を地方及び都道府県別に区分し、当該測量地域の公共測量実施計画書に対する助言番号で整理している。

助言番号は、次表のとおり、技術的助言を行った文書番号の略称である。

略称	文書番号	地方測量部等の名称	略称	文書番号	地方測量部等の名称
A	道 公	北海道地方測量部	G	中 公	中国地方測量部
B	東 公	東北地方測量部	H	四 公	四国地方測量部
C	関 公	関東地方測量部	I	九 公	九州地方測量部
D	北 公	北陸地方測量部	J	沖 公	沖 縄 支 所
E	部 公	中部地方測量部	K	企指公	企画部測量指導課
F	近 公	近畿地方測量部			

例：文書番号 国地関公第 2 2 6 号 = 助言番号 C 0 2 2 6

### 3. 公共測量の手続

公共測量を実施するための諸手続は、別紙1のとおり、測量法により定められている。その主なものは、次のとおりである。

- (1) 作業規程を定めて国土交通大臣の承認を得なければならない。(法第33条)
- (2) 公共測量実施計画書を提出し、国土地理院の長に技術的助言を求めなければならない。(法第36条)
- (3) 公共測量を実施しようとするときは、その地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。(法第14条第1項・第39条)
- (4) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用する場合は、国土地理院の長又は公共測量の測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。(法第30条第1項・第44条第1項)
- (5) 基本測量又は公共測量において設置された測量標を使用する場合は、国土地理院の長又は公共測量において測量標を設置した測量計画機関の承認を得なければならない。(法第26条・第39条)
- (6) 公共測量を終了したときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。(法第14条第2項・第39条)
- (7) 公共測量の測量成果を得たときは、遅滞なく、その写を国土地理院の長に送付しなければならない。(法第40条第1項)
- (8) 永久標識又は一時標識を設置したときは、遅滞なく、その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を関係都道府県知事に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。また、永久標識を設置した場合は、遅滞なく、その種類及び所在地その他国土交通省令で定める事項を国土地理院の長に通知しなければならない。(法第21条第1項・第37条第3項・第39条)

これらの手続を行うことにより、次のような利点がある。

- ・ 公共測量実施計画書を提出することで、実施される公共測量の基準が統一され、既存の測量成果についての最新情報と公共測量についての技術的助言が得られ、精度の確保が図られる。
- ・ 公共測量の測量成果の写を提出することで、測量成果が定められた精度に適合し、他の公共測量の利用に十分なものであるかについて審査が実施され、測量成果の有効利用が図られる。(法第41条)
- ・ 公共測量の実施に伴う土地の立入、障害物の除去等いくつかの権能が与えられ、作業が円滑に実施される。(法第15条～第20条・第39条)

## 4. 集録内容

### (1) 図表

令和5年度中に提出のあった公共測量実施計画書 5,484 件について、測定の目的、測定の種類、等級、縮尺別に集計したものである。

### (2) 公共測定の記録

令和5年度中に提出のあった公共測量実施計画書 5,484 件の主要事項を抽出し、集録したものである。

### (3) 公共測定審査終了成果の集録

公共測定で得られた測定成果は、有効に利用されることに意義があることから、国土地理院では、提出された測定成果が作業規程に定められた精度で作成されているか審査を行い、公表している。令和5年度中に審査が完了し、その結果が良好であったものを巻末に集録した。

### (4) 公共測定実施地域図

令和5年度の公共測定実施地域図については、インターネット上で閲覧できる。ホームページアドレスは、以下のとおりである。

[https://psgs2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou\\_KoukyouSokuryou/Kensaku10.aspx](https://psgs2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_KoukyouSokuryou/Kensaku10.aspx)

国土地理院では、公共測定で得られた成果（数値地形図データ、空中写真等）を電子国土基本図（基盤地図情報）等の修正に用いる基図及び資料として有効に利用し、測定の重複の排除に努めている。

各測定計画機関におかれても、公共測定等の実施に当たっては、この「公共測定の記録」を参考に、公共測定の成果を基準点測定の既知点、地図編集及び地図修正の基図及び資料として有効に利用していただくよう要望する。

## < 図表 >

表－1 令和5年度 公共測定実施計画書 測定種類別の提出件数及び事業量の内訳

表－2 令和5年度 公共測定実施計画書 等級区分別の提出件数及び事業量の内訳  
(基準点測定・水準測定)

表－3 令和5年度 公共測定実施計画書 縮尺区分別の提出件数及び事業量の内訳  
(空中写真撮影・数値図化)

図－1 公共測定実施計画書提出件数と測定件数の推移（昭和54年度～令和5年度）

図－2 主な測定の測定件数の推移（昭和54年度～令和5年度）

図－3 測定目的別の内訳

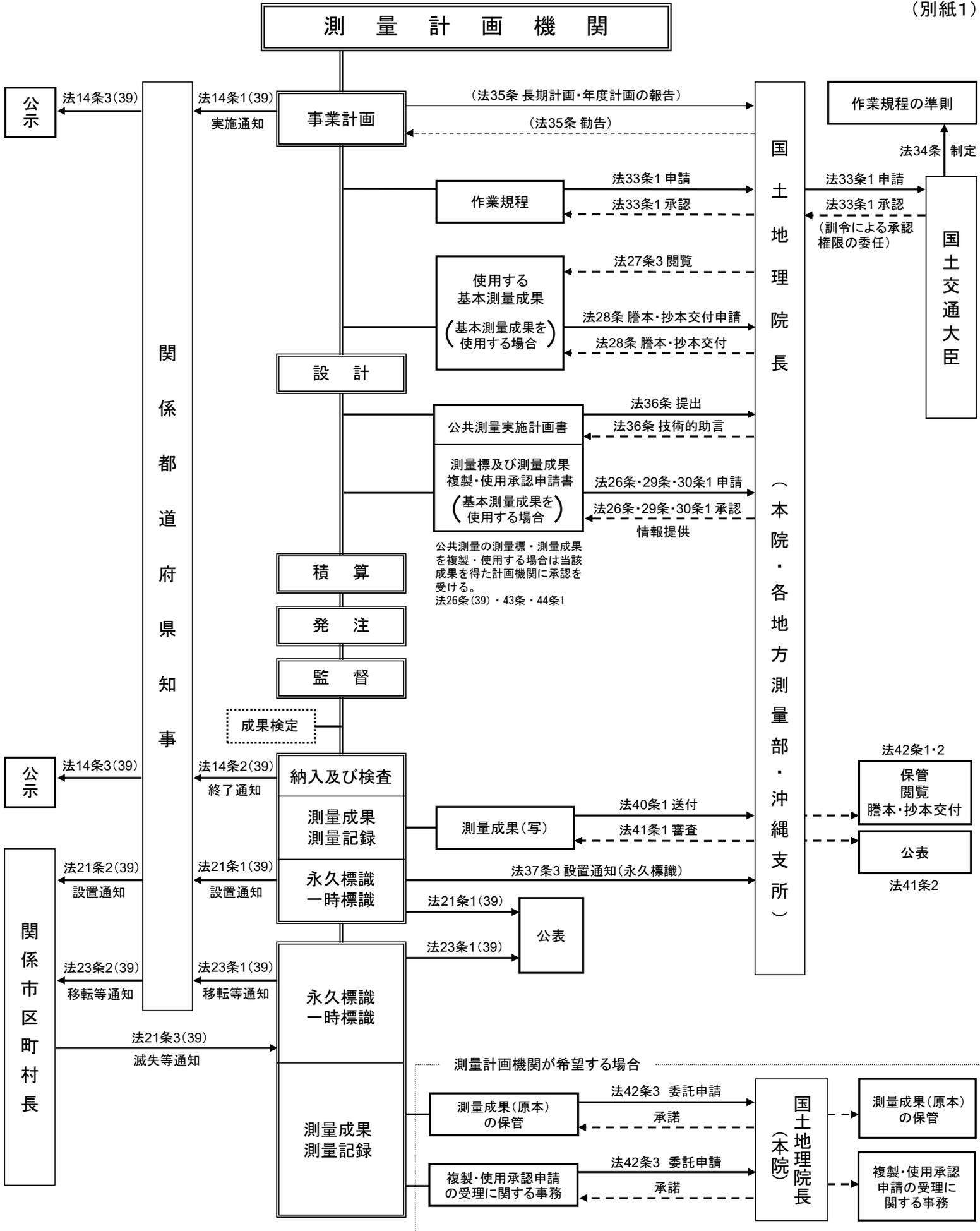
図－4 測定種類別の内訳

図－5 基準点測定（測定目的別の内訳・等級別の内訳）

図－6 水準測定（測定目的別の内訳・等級別の内訳）

図－7 空中写真撮影（測定目的別の内訳・地上画素寸法別の内訳）

図－8 数値図化（測定目的別の内訳・地図情報レベル別の内訳）



→ 公共測量の諸手続

(39) 法39条に基づく基本測量に関する規定の準用